

## コイヘルペスウイルス病への対応について

### 1 概要

福山市内の養殖業者の養殖池で飼育していたニシキゴイ2尾について、2月21日に広島県立総合技術研究所水産海洋技術センターが検査を行ったところ、コイヘルペスウイルスの陽性が確認された。

### 2 発生状況等

#### (1) 検査結果

検査日	発生場所	検査結果
2月21日	福山市内の養殖業者	検体2尾中2尾から陽性反応

#### (2) 経緯

- 平成31年2月19日に、広島県淡水魚養殖組合から、水産課へ当該養殖業者が飼育しているニシキゴイに異常があり、本人が検査を希望している旨、連絡があった。
- 平成31年2月20日に、水産課、水産海洋技術センターの担当者が当該養殖場へ赴き、移動禁止と飼育水の排水停止を指導するとともに、検体としてニシキゴイ2尾を回収した。
- 平成31年2月21日に、回収した2尾を水産海洋技術センターで検査した結果、コイヘルペスウイルスの陽性を確認した。

#### (3) コイの飼育状況

屋内池：5m×9m 1面 全長約50cm 約140尾  
屋内池：2m×1.8m 4面 全長約50cm 約50尾  
屋内池：3m×7m 1面 全長約70cm 約140尾

### 3 対応

#### (1) 対策本部等の開催、設置

本日、農林水産局において広島県養殖水産動植物特定疾病対策本部員会議を開催するとともに、福山市を所管する東部農林水産事務所に現地対策本部を設置した。

#### (2) 当該養殖業者への対応

まん延を防止するため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第8条に基づき、養殖場のコイの移動禁止と処分等の命令を行う。

#### (3) 関係者への対応

本日、生産者団体を通じ、関係者にコイの導入に際し、慎重に行うとともに、まん延防止に努めるよう指導した。

### 4 その他

当該養殖業者から出荷されたコイについて、状況等を調査、確認する。

コイヘルペスウイルス病はコイ特有の病気であり、マゴイとニシキゴイのみが発病します。コイヘルペスウイルスは、30℃以上では増殖することができないため、ヒトには感染しません。また、仮に感染したコイを食べても人体にはまったく影響ありません。